

地域包括ケアシステムと建設

～地域包括ケアシステム構築は、総合政策である～

地域包括ケアシステムは、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」略して、医療介護総合確保促進法と呼ばれる法律の第2条に規定されている。その定義は、『地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう』とされている。

2014年度にまとめられた厚生労働省の「地域包括ケア研究会報告書」では、この医療介護総合確保促進法第2条の地域包括ケアシステムの定義で用いられている『①医療、②介護、③介護予防、④日常生活の支援、⑤住まい・住居』の5つのポイントの関係を図示している。下図に、この地域包括ケアシステムを構築するためのポイントをまとめたものを示す。

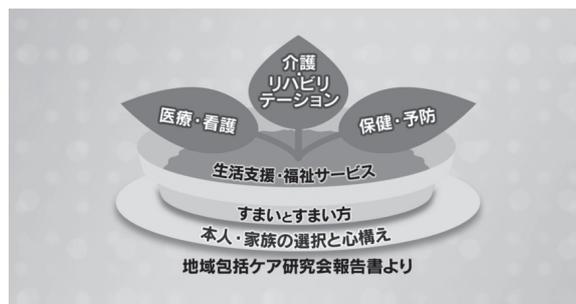
この図では、上記の5つのポイントの中で、介護にはリハビリテーションを加え、医療には看護、予防には保険、生活支援には福祉サービス、住居には『すまい方』を加えて、新しい5つのポイントにして、この5つのポイントの関係性を、植木鉢に例えている。(地域包括ケア研究会報告書より引用)

3枚の葉を持っている植物が、植木鉢に植えら

れている。3枚の葉は、それぞれ、①医療・介護、②介護・リハビリテーション、③保健・予防の葉を示している。その植物が植えられている土が、④生活支援・福祉サービスを示している。そして、土の入っている植木鉢が、⑤すまいと『すまい方』である。自宅だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅も含む。『すまい方』には、自宅から、サービス付き高齢者向け住宅に住み換えるなど、多様な住まい方を指す。

最後に、この3枚の葉の植物の植えられている植木鉢を載せている受け皿がある。この受け皿は、本人・家族の選択と心構えを指す。また、心構えは、覚悟という言葉に置き換えられることもある。最後まで地域で過ごすか、最後は病院に入院するか、不治の病の場合は、延命処置をするか、などの終末期の過ごし方などを含む選択、心構え、あるいは覚悟という受け皿の上に、植木鉢が載っているという例えの図となっている。

さて、この例えの図では、医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・予防というサービスの植物が、生活支援・福祉サービスという土に植えられているが、その土の入れ物は、植木鉢である。器である植木鉢は、住宅などの建築物を示している。



放送大学大学院 教授 田 城 孝 雄



地域包括ケアシステムでは、高齢者などが居住する器である住宅などの建築物が、構成要素になっている。高齢者をはじめとする地域住民は、良質で、健全な住宅に住むことができ、はじめで地域包括ケアシステムの恩恵に預かることになる。良質で健全な高齢者専用住宅や、ケア付き住宅の確保、誘致などは、自治体の建設部門の役割である。地域包括ケアシステムの入れ物である鉢植えの鉢は、建設部門が責任を持っている（高齢者の居住の安定確保に関する法律改正による「サービス付き高齢者向け住宅制度」の創設など）。

また、福祉関係者や医療関係者は、介護・福祉・医療のサービスの向上には、気を配るが、鉢植えの鉢である良質で健全な住宅の確保には、あまり注意を払わない。このため、地域包括ケアシステムの構築には、介護保険や福祉を担当する福祉部門だけではなく、住宅政策や都市計画などの建築部門の参画が必要である。

介護保険の保険者でもあり、住民の介護や高齢者福祉を担う市区町村（基礎自治体）において、福祉を所管する部局と、住宅や建築、都市計画を所管する部局の間で、情報や方針、計画策定過程が、十分に共有されていることは多くはない。

私が座長をしていた内閣官房地域活性化統合本部（当時）健康・医療のまちなかづくりに関する有識者・実務者会合¹⁾で、平成23年1月25日にまとめた論点の中間整理の中で、『官・民・学あらゆるセクターが持てるリソースを効果的に連携・集中させ、新たなシステムづくりを急ぐ必要がある。中でも、従来、情報、問題意識、解決の方向性について、十分な共有が進んでいない医療分野、福祉・介護分野、住宅・都市分野の連携・融合が

必要であり、そのための具体的方策を、現場を重視しながら検討することが必要である。』と、提言している。

同じく内閣官房地域活性化統合本部（現 内閣府地方創生推進室）地域再生推進委員会²⁾の中間報告³⁾では、地域再生にあたり、『地域が抱える課題は多様かつ複合的であり、個別政策分野のみからのアプローチだけでは解決できないことが多い。このため、地方自治体においては、首長や職員が地域の課題を総括的に受け止め、解決策を総合的な観点から探る姿勢が必要であり、そのために個別行政施策を横断的にコーディネートできる組織体制づくりが求められる。特に、地域包括ケアは、地域社会を支える重要な基盤システムであるため、個別行政部局に留まらない横断的な取組み体制が必要である。』と提言している。

地域包括ケアシステムを構築するためには、市区町村（基礎自治体）において、都市政策・住宅政策部局と医療政策・福祉政策部局との情報と意識を共有することが必要である。そのためには、自治体内で関係部局が、定期的に情報共有し、また各分野の新たな計画策定を行う際には、協議を行う場を設定することが必要である。

<参考URL>

- 1) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kenkou_iryuu.html
- 2) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/saiseisuisin/index.html>
- 3) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/saiseisuisin/chukanhoukoku.pdf>